鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　20　号

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則（平成18年鹿屋市規則第125号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「均等割額」の次に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定により算出された減免額は、条例第３条第１項に規定する課税額ごとに算出し、100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の鹿屋市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。